

(別紙)

令和5年6月定例会議 一般質問【日曜議会】

4番議員 井上 慎司

子どもの権利擁護の取組みについて問う

令和5年4月1日にこども家庭庁が発足し、こども基本法も施行されたことに伴い、本町においても子どもの権利条例の制定を進めるべきと考える。

子どもの権利を包括的に保障する枠組み作りとともに、子どもに優しいまちづくりを推進することは、我々大人が子どもと誠実に向き合うことに繋がる。

子どもの権利条例を制定することは、行政の姿勢を明確に示すとともに、本町に暮らし育つ子どもたちの最善の利益を保障し、子どもたちの健やかなる成長を後押しすることができ、大人も改めて子どもの権利を学んでいく機会となる。

以上のことから、二つの項目を伺う。

- 1.令和3年12月定例会議において、子どもの権利擁護の取組みについての一般質問を行ったが、子どもの権利条例についてその後の検討状況は。
- 2.子どもの権利が守られているかを行政から独立した立場でモニターし、調査や勧告する権限を持つ機関『子どもコミッショナー』の設置についての考えは。